

施設等利用給付認定(1号[幼稚園教育部分])兼給付申請書 施設等利用給付認定(2・3号[預かり保育部分を含む])申請書

記入例

(あて先) 福岡市長

(誓約) 私(申請者)は、以下の①～③の項目に同意した上で、施設等利用給付認定申請について関係書類を添えて

- ① 市内居住確認、施設等利用給付認定(1号)の申請に同意する
 - ② 施設等利用給付認定(1号)の申請に同意する
 - ③ 令和5年4月1日利用開始日
- なお、虚偽の届出をした場合は、

利用開始日は、認定の希望日を記入してください。

※認定開始日は、原則、市が申請書を受理した日より遡ることはできません。

【保護者記入欄】 太枠内をご記入ください

申込日	令和 5 年 2 月 1 日	利用開始日	令和 5 年 4 月 1 日
(フリガナ)申請者	福岡 一郎	申請内容	新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> (<input type="checkbox"/> 1号→2・3号切替 <input type="checkbox"/> 認定期間延長 <input type="checkbox"/> 2・3号→1号切替 <input type="checkbox"/> その他)

①利用児童の情報

※申請者名は自署してください。

フリガナ	福岡 モモコ	生年月日	H30.4.18 (4歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	申請者からみた続柄	子	利用施設名	とあーる幼稚園
------	--------	------	---------------	----	--	-----------	---	-------	---------

②利用児童の保護者の情報

フリガナ	福岡 一郎	生年月日	S58.5.2	電話番号①	080-XXXX-XXXX	
保護者氏名	福岡 一郎	電話番号②	080-XXXX-XXXX	母の携帯	父の携帯・勤務先・自宅・その他 ()	
保護者住所	郵便番号 810-XXXX	住所	福岡市 〇〇区 〇〇〇 Δ丁目 Δ番 Δ号 (マンション名 ΔΔΔ号室)			
下記時点で福岡市外居住の場合の保護者住所	令和4(2022)年1月1日	郵便番号 802-XXXX	住所	福岡県北九州市 〇〇区 〇〇〇 Δ丁目 Δ番 Δ号	福岡市転入日	R4.3.23
下記◆参照	令和5(2023)年1月1日					

令和4年度に教育・保育給付認定に関する現況届を提出又は令和5年度の保育所等利用申請を行い、利用開始日時時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証(2号)」(保育所利用申込に基づき発行)をお持ちであれば、「③世帯構成」以降の項目の記入は不要です。支給認定証のコピーを添付し、右欄にチェックを入れてください。内容を確認できた場合は、施設等利用給付認定(2・3号)があるものとみなします。

教育・保育支給認定証の添付	<input type="checkbox"/> 有
有効期限	令和 年 月 日

副食費の免除又は給付の対象となる児童は、右欄に該当する児童は、右欄に該当する児童を記入してください。

※ 該当の場合

次に該当する児童は、副食費の給付を受ける(年収360万円未満)

- ◆ 1月1日現在市外居住の児童(特に副食費の給付を希望し、税証明提出も不要とし、しない(給付の対象外としない))

保育所等の利用申込に伴い「教育・保育給付の支給認定証」(2号認定)をお持ちの方は、その認定をもって「施設等利用給付認定の2・3号がある」ものとみなされます。そのため、今回の申請は不要であるところですが、認定を確認するため、本様式の「全員記入」の範囲をご記入いただいたうえで、「教育・保育支給認定証の添付」欄にチェックを入れ、有効期限を記入の上、認定証のコピーを添付して提出してください。内容を確認できた場合は、施設等利用給付認定(2・3号)があるものとみなします。

この取り扱いは、令和5年度の申込みに関しては、令和4年度に教育・保育給付認定に関する現況届を提出又は令和5年度の保育所等利用申請を行い、利用開始日時時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証(2号)」(保育所利用申込に基づき発行)をお持ちの方を対象とします。

有効期限後も、引き続き預かり保育を利用する必要がある方は「施設等利用給付認定(2・3号)」の申請手続きが必要です。認定がない状態で預かり保育を利用しても施設等利用給付は受けられません。

③世帯構成

- 父母及び申請者ど
- 15歳以上の方につ
- 年齢、学年等は令

児童から見た続柄	父	福岡 一郎			
	母	福岡 花子			
	祖母	博多 梅子			
	弟	福岡 太郎	R2.5.2	-	

※ ひとり親世帯の確認

ひとり親世帯に該当する場合は右欄をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 離別・死別・未婚	(離別・死別の場合 年 月から)
<input type="checkbox"/> 別居	(年 月から) → (<input type="checkbox"/> 調停中 / <input type="checkbox"/> 調停なし)

④預かり保育について<施設等利用給付認定(2・3号)に関する確認>

- 預かり保育を希望し、無償化の対象となる施設等利用費の給付を申請する場合は、保育の必要性の認定が必要です。(預かり保育を希望するが、施設等利用費の給付を受けない場合は、保育の必要性の認定は不要で、裏面の記入及び証明書類も不要です。)

預かり保育を利用し、預かり保育部分の施設等利用費の無償化給付を受ける

申請する

裏面の保育の要件を記入し、「必要書類」を添付してください

「申請する」を選択した場合は2・3号認定の申請となります。申請しない場合は1号認定の申請となります。

預かり保育を利用する2・3号認定申請者のみ 裏面記入

施設等利用給付を受ける場合は、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。「申請する」にチェックを入れ、裏面の様式をご記入の上、必要な書類を添えてご提出ください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3号税確認	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	新入園児 (入園 年 月 日)		

施設等利用給付認定(2・3号)に必要な保育要件の確認

記入例

園児氏名 福岡 桃子

利用施設名 とあーる幼稚園

- ※ 預かり保育を利用しない場合または預かり保育を利用するが施設等利用費の給付が不要の場合は記入の必要はありません。
- ※ 有効期間が令和5(2023)年4月1日以降に開始し、表面の利用開始日時点で有効な、「教育・保育給付の支給認定証(2号)」(保育所利用申込に基づき発行)がある場合、保育の必要性はすでに認定されていますので、記入する必要はありません。表面の「支給認定証の添付」欄にチェックをいれてください。証明書類を添付する必要もありません。
- ※ 該当する区分にチェックをし、必要事項を記入してください。
- ※ 保育要件の認定については、父母の状況の証明となる書類(例:就労証明書等)の添付が必要です。
- ※ 通勤・通学・通院時間については、自宅から職場・学校・病院までの時間を記載してください。

区分	父の状況	母の状況
<input checked="" type="checkbox"/> 就労	→ <input checked="" type="checkbox"/> 証明書類 <small>【雇用されている方、雇用予定・復職予定の方】就労及び復職(予定)証明書 【自営業・農漁業の方】就労申告書、事業内容がわかる書類 【内職をしている】就労申告書</small>	→ <input type="checkbox"/> 証明書類 <small>【求職中の方】誓約書兼就職活動報告書</small> <small>※予定者は利用開始後、改めて就労証明書又は復職証明書提出が必要</small>
	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> 就労証明書の証明者は支店長や直属の上司など、会社の代表者でなくても構いません。 </div>		
通勤方法・時間	地下鉄からバス 片道 1 時間 30分	徒歩 片道 時間 15分
<input type="checkbox"/> 就学	→ <input type="checkbox"/> 証明書類 <small>在学証明書又は学生証(写し) 在学時間がわかる書類(カリキュラム等)</small>	→ <input type="checkbox"/> 証明書類 <small>母子手帳の写し又は出産(予定)証明書 (母子手帳の写しは「表紙」及び「出産予定日が記載されたページ」が必要)</small>
学校名		
就学日数	1か月あたり () 日	1か月あたり () 日
就学時間	午前・午後 () 時 () 分 ~ () 時 () 分	午前・午後 () 時 () 分 ~ () 時 () 分
就学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
通学方法・時間	片道 時間 分	片道 時間 分
<input type="checkbox"/> 出産	→ <input type="checkbox"/> 証明書類	→ <input type="checkbox"/> 証明書類
出産(予定)日	年 月 日	年 月 日
出産後の予定	<input type="checkbox"/> 就労予定なし <input type="checkbox"/> 産休のみ <input type="checkbox"/> 育児休業取得(予定)	<input type="checkbox"/> 求職活動予定 : 年 月 日復職 : 年 月 日復職
<input type="checkbox"/> 障がい	→ <input type="checkbox"/> 証明書類 <small>障害者手帳の写し</small>	→ <input type="checkbox"/> 証明書類
障がい名		
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () 級	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 () 級

幼児教育無償化に関してご注意いただきたいこと

- 幼児教育無償化の対象となる保育料には、給食費は含まれません。**

幼児教育・保育の無償化は「教育・保育に係る利用料を無償化する」もので、その対象は「保育料部分」に限られます。保育料以外に保護者が実費負担している給食費等については、無償化の対象外です。

無償化の給付額は、給食費を除いた額で無償化の給付額を判断しますので、現在、幼稚園が請求している毎月の保育料に給食費が含まれている場合は、幼稚園に納めていただいている月額保育料と給付額が異なる場合があります。
- 預かり保育の給付額は、月単位で判断いたします。**

幼稚園の預かり保育事業の給付額は各月単位で算定し、決定します。

長期休業期間中などで、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、同じ考え方で算定しますので、他の月で発生した、無償化の月額上限額と実際の支給額の差額をもって補填することはできません。
- マイナンバーを用いた他市町村への税額確認は準備ができ次第、開始予定です。**

申請の際にマイナンバー申出書を提出いただきますが、マイナンバーを用いた他市町村への税額確認は準備ができ次第、開始予定です。

他市町村への確認が可能となるまでの間は、副食費の免除・給付の確認のため必要がある場合、税証明等の提出をお願いいたします。